



- リスク管理への取組みについて 35
- 単体における事業年度の開示事項 6、36～42
- 連結における事業年度の開示事項 7、42～46



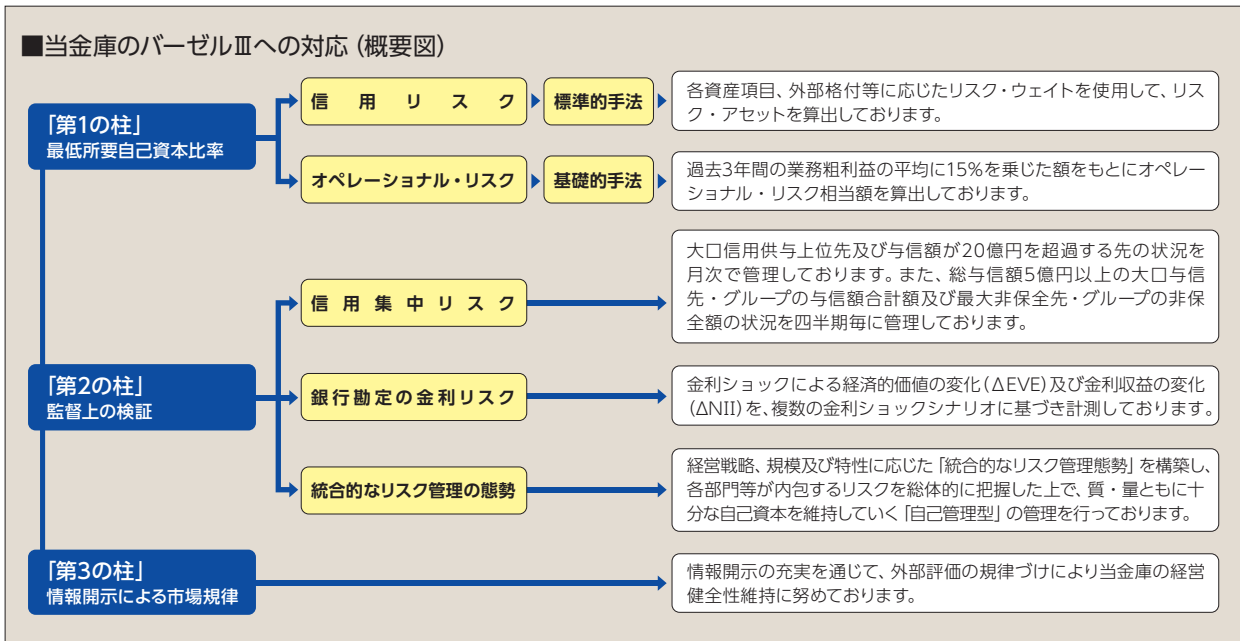
- リスク管理への取組みについて 6、35
- 単体における事業年度の開示事項
 - ① 自己資本調達手段の概要 36
 - ② 自己資本の充実度に関する評価方法の概要 36～37
 - ③ 信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要 37～39
 - ④ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び
手続きの概要 39
 - ⑤ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する
リスク管理の方針及び手続きの概要 40
 - ⑥ 証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び
手続きの概要 40
 - ⑦ オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び
手続きの概要 40
 - ⑧ 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー
又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び
手続きの概要 40～41
 - ⑨ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに
関するリスク管理の方針及び手続きの概要 41
 - ⑩ 銀行勘定における金利リスクに関するリスク管理方針及び
手続きの概要 41～42
- 連結における事業年度の開示事項
 - ① 連結の範囲に関する事項 42
 - ② 自己資本調達手段の概要 7、42
 - ③ 自己資本の充実度に関する評価方法の概要 43
 - ④ 信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要 44～45
 - ⑤ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び
手続きの概要 45
 - ⑥ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する
リスク管理の方針及び手続きの概要 45
 - ⑦ 証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び
手続きの概要 45
 - ⑧ オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び
手続きの概要 45
 - ⑨ 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は
株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び
手続きの概要 45～46
 - ⑩ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに
関するリスク管理の方針及び手続きの概要 46
 - ⑪ 銀行勘定における金利リスクに関するリスク管理方針及び
手続きの概要 46
- 用語解説 46

リスク管理への取組みについて

金融環境の変化、業務の多様化・複雑化に伴い、金融機関の抱えるリスクは拡大・多様化しております。このような環境下において、当金庫が健全経営を続け、地域社会に対し持続的な貢献をしていくためには、リスク管理態勢の強化が重要であると考えております。

当金庫では、リスク管理態勢の強化を最重要課題の1つと位置づけ、どのような環境下でも柔軟に対応できるリスク管理態勢の構築に取り組んでおります。

自己資本規制 (通称:バーゼルⅢ) について	バーゼルⅢは、「第1の柱」「第2の柱」「第3の柱」から構成され、金融機関が抱える様々なリスクを今まで以上に明確にし、自己資本充実のもと金融機関の健全経営強化を図るもので、従前のバーゼルⅡから、より厳格化されたものです。 (平成26年3月決算からバーゼルⅢが適用されております)
---------------------------------------	---



「第1の柱」は、 最低所要自己資本比率に関する事項で、信用リスク・アセットの把握を精緻化するとともに、オペレーショナル・リスクを算出し、リスク・アセットに加えております。
 なお、信用リスク・アセットの計測につきましては、標準的手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスクの計測につきましては、基礎的手法を採用しております。
 ※マーケット・リスクについては、当金庫は対象外です。

「第2の柱」は、 金融機関の自己資本戦略及びそれを維持するためのリスク管理態勢について監督当局が検証することで、金融機関に対してそれらのレベル向上を促すものです。
 「第1の柱」で捉えられないリスク(信用集中リスク、銀行勘定の金利リスク)も含めて主要なリスクを把握した上で、経営上必要な自己資本額を検討いたします。
 なお、銀行勘定の金利リスクの計測につきましては、金利ショックによる経済的価値の変化(ΔEVE)及び金利収益の変化(ΔNII)を、複数の金利ショックシナリオに基づき計測しております。また、信用集中リスクの計測につきましては、名寄せ後5億円以上を対象として計測しております。
 さらに、統合的なリスク管理の態勢として、リスクカテゴリー毎に質的・量的に評価し、総体的に把握した上で、十分な自己資本を維持していく「自己管理型」の管理を行っております。

「第3の柱」は、 「第1の柱」と「第2の柱」の内容を皆さまに開示し、当金庫の市場規律を高めるものです。

当金庫は、この指針に従って多種多様なリスク量を算出又は質的に評価し、健全性維持・強化を図るための「統合的なリスク管理態勢」の構築を目指してまいります。

単体における事業年度の開示事項

1 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。
 なお、当金庫の自己資本調達手段の種類は、普通出資（発行主体：北海道信用金庫）のみであります。

■自己資本の構成に関する事項

本誌6ページ参照

2 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本は勿論のこと、自己資本比率についても経営の健全性・安全性を充分保っております。また、各エクスポージャー（与信額）が1つの分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

■自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	リスク・アセット		所要自己資本額	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
信用リスク・アセットの合計(A)	432,637	439,858	17,305	17,594
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	435,990	443,208	17,439	17,728
ソブリン向け	5,733	6,368	229	254
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	62,105	59,164	2,484	2,366
法人等向け	105,289	118,105	4,211	4,724
中小企業等・個人向け	89,304	88,759	3,572	3,550
抵当権付住宅ローン	8,688	8,253	347	330
不動産取得等事業向け	127,926	126,454	5,117	5,058
三月以上延滞等	1,259	1,026	50	41
取立未済手形	42	32	1	1
出資等	2,926	2,662	117	106
出資等のエクスポージャー	2,926	2,662	117	106
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	32,714	32,381	1,308	1,295
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	8,126	8,126	325	325
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	4,949	4,949	197	197
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,767	1,739	70	69
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	17,871	17,566	714	702
証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,473	1,452	58	58
ルック・スルー方式	1,473	1,452	58	58
マンドレート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 4,875	△ 4,875	△ 195	△ 195
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	49	74	1	2
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額(B)	23,487	22,265	939	890
単体総所要自己資本額(A+B)	456,125	462,124	18,245	18,484

単体における事業年度の開示事項

注1. 所要自己資本の額 = リスク・アセット × 4%

注2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

注3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、地方公共団体金融機構向け、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府等以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、漁業信用基金協会、農業信用基金協会のことです。

注4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

$$\frac{\text{＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞}}{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%} \times \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

注6. 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額 × 4%

3 信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要リスクであると認識の上、与信業務の基本的理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」・「融資規程」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に把握する管理態勢を構築しております。

また、信用格付制度の導入や厳格な自己査定によって信用リスクを評価しております。

貸倒引当金は、「資産の自己査定規程」及び「信用格付取扱規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位：百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
国 内	1,144,110	1,134,796	565,124	574,367	248,291	233,521	193	362	3,342	3,600
国 外	5,712	6,506	-	-	5,687	6,481	25	25	-	-
地 域 別 合 計	1,149,822	1,141,303	565,124	574,367	253,978	240,003	218	388	3,342	3,600
製 造 業	41,893	46,829	25,136	24,732	15,758	21,150	-	-	626	477
農 林 漁 業	2,499	2,383	2,499	2,382	-	-	-	-	22	27
鉱業、採石業、砂利採取業	230	216	230	216	-	-	-	-	-	-
建 設 業	51,010	56,877	49,982	55,223	900	1,600	-	-	596	617
電気・ガス・熱供給・水道業	9,793	10,048	735	728	8,847	9,148	-	-	-	-
情 報 通 信 業	3,107	3,688	794	987	2,199	2,599	-	-	3	3
運 輸 業、郵 便 業	35,557	33,673	10,597	11,370	24,861	22,182	-	-	62	67
卸 売 業、小 売 業	46,390	49,595	40,110	41,126	6,103	8,307	-	-	607	543
金 融 業、保 険 業	342,472	327,876	13,110	13,481	37,970	26,258	218	388	3	571
不 動 産 業	143,031	142,924	132,017	130,606	5,448	6,840	-	-	439	481
物 品 賃 貸 業	5,056	5,433	4,234	4,593	798	798	-	-	-	-
学術研究、専門技術サービス業	1,314	1,371	1,273	1,337	30	24	-	-	1	0
宿 泊 業	3,673	3,851	3,672	3,851	-	-	-	-	-	0
飲 食 業	5,184	5,326	5,182	5,324	-	-	-	-	183	159
生活関連サービス業、娯楽業	6,184	5,925	6,175	5,918	-	-	-	-	110	12
教育、学習支援業	1,857	2,111	1,856	2,110	-	-	-	-	16	11
医 療、福 祉	15,929	16,435	15,923	15,827	-	603	-	-	171	284
その他のサービス	25,117	29,797	25,054	29,746	-	-	-	-	103	87
国・地方公共団体等	275,647	263,976	123,543	122,475	151,060	140,488	-	-	-	-
個 人	103,098	102,417	102,992	102,325	-	-	-	-	394	252
そ の 他	30,773	30,544	-	-	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	1,149,822	1,141,303	565,124	574,367	253,978	240,003	218	388	3,342	3,600

1 年 以 下	299,952	349,367	69,459	74,546	28,876	28,990	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下	177,831	147,254	48,901	44,385	56,430	68,271	-	98	-	-
3 年 超 5 年 以 下	144,335	148,640	66,222	70,741	77,968	77,683	143	214	-	-
5 年 超 7 年 以 下	114,963	78,712	52,671	52,634	61,959	26,045	33	33	-	-
7 年 超 10 年 以 下	91,093	91,305	63,315	61,039	19,778	29,265	-	-	-	-
10 年 超	241,814	244,692	229,206	233,753	7,615	8,396	42	42	-	-
期間の定めのないもの	79,831	81,329	35,347	37,266	1,350	1,350	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	1,149,822	1,141,303	565,124	574,367	253,978	240,003	218	388	3,342	3,600

注1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

注2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定指定日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

注3. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

具体的には現金、その他資産(未収利息を除く)、有形固定資産、無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産が含まれます。

注4. リスク・ウェイトのみならず計算が適用されるエクスポージャー、証券化エクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

注5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

単体における事業年度の開示事項

■貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本誌57ページに掲載しております。

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
製 造 業	450	478	478	410	7	27	442	450	478	410	—	—
農 林 漁 業	15	21	21	30	—	—	15	21	21	30	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	874	811	811	694	16	186	858	624	811	694	20	—
卸 売 業、小 売 業	712	532	532	530	198	16	513	516	532	530	—	—
金 融 業、保 険 業	—	599	599	568	—	—	—	599	599	568	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
運 輸 業、郵 便 業	216	50	50	49	—	1	216	48	50	49	2	—
不 動 産 業	666	803	803	701	—	65	666	737	803	701	0	—
物 品 賃 貸 業	—	0	0	—	—	—	—	0	0	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
宿 泊 業	109	98	98	97	—	—	109	98	98	97	—	—
飲 食 業	161	152	152	130	3	1	157	151	152	130	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	29	60	60	18	13	19	15	41	60	18	—	—
教 育、学 習 支 援 業	5	7	7	6	—	—	5	7	7	6	—	—
医 療、福 祉	249	309	309	403	—	—	249	309	309	403	—	—
その他のサービス	212	210	210	200	0	1	211	208	210	200	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	115	106	106	80	2	22	113	84	106	80	—	—
合 計	3,820	4,243	4,243	3,923	243	341	3,577	3,901	4,243	3,923	23	—

注1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

注2. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

注3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

単体における事業年度の開示事項

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	2018年度		2019年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	320,962	—	305,181
10%	—	57,716	—	64,101
20%	6,509	310,941	7,211	296,182
35%	—	21,408	—	20,340
50%	68,028	2,340	81,883	2,885
75%	—	107,687	—	105,180
100%	4,411	248,633	4,108	253,106
150%	—	476	—	424
200%	—	—	—	—
250%	—	707	—	695
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	78,949	1,070,873	93,203	1,048,099

注1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

注2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

注3. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー、証券化エクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

《リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関》

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関に以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社日本格付研究所
- 株式会社格付投資情報センター
- スタンダード&プアーズ
- ムーディーズ・ジャパン株式会社

4 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証等が該当します。

当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質等、様々な角度から可否の判断をしておりますが、判断の結果、担保や保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な対応に努めております。

自己資本規制における信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や有価証券・不動産等があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「融資業務取扱規程」や「担保物評価規則」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府関係機関等と同様の信用度を持つ「北海道信用保証協会保証」、金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する「しんきん保証基金保証」等があります。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を行う場合がありますが、当金庫が定める「融資業務取扱規程」により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証	
		2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー		1,762	1,568	65,501	64,050

注. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

単体における事業年度の開示事項

5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫は、貸出金の一部に派生商品取引を内包した債権を保有しております。この債権におけるリスクは基本的に受取利息に限定され元本に及ばないこと、発行体等の信用力が高いこと等の理由から、他の債権と同様のリスク管理を行っております。

また、市場運用の一環として、派生商品取引を内包した債券を保有しております。この債券におけるリスクは基本的に受取利息に限定されること、購入時に取引先の信用力の高いものに限定していること等の理由から、債券自体のリスク管理以外の特段の管理は行っておりません。

なお、長期決済期間取引は該当ございません。

■派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

	2018年度	2019年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

(単位：百万円)

	与信相当額	
	2018年度	2019年度
派生商品取引合計	218	388
外為関連取引	37	37
金利関連取引	40	40
株式関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ取引	140	310

6 証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫における証券化取引の役割としては、投資家並びにオリジネーターがあります。前者については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、定期的に経営推進会議に報告し、適切なリスク管理に努めることとしております。また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める「資金運用管理規程」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行うこととしております。

一方、後者については、中小企業者の資金調達の一手段としての位置付けと捉えております。

なお、当金庫では現在、前者及び後者に係る証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを含む）の保有はございません。

7 オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク」と捉え、事務リスク、システムリスク、その他のカテゴリーによってリスクの認識・管理を行っております。

オペレーショナル・リスクの計測につきましては、基礎的手法を採用することとし、さらなる態勢整備に努めております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会におきまして、協議・検討するとともに、定期的に経営推進会議等において、管理態勢を整備しております。

《オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称》

当金庫は、過去3年間の業務粗利益の平均値に15%を乗じた額を基にリスク量を算出する基礎的手法を採用しております。

8 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連法人等株式、上場優先出資証券、上場投資信託（ETF）、上場REIT、匿名組合等への出資が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、上場投資信託（ETF）、上場REITにかかるリスク認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、経営推進会議において定期的に報告を行う等、適切なリスク管理に努めております。

一方、非上場株式、子会社・関連法人等株式、匿名組合等への出資に関しては、資金運用管理規定等に基づいた適正な運用・管理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、経営推進会議へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。

■出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	2,906	2,906	2,122	2,122
非上場株式等	5,234	—	5,225	—
合 計	8,141	2,906	7,347	2,122

注. 非上場株式等については、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

単体における事業年度の開示事項

■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
売却益	281	227
売却損	55	55
償却	—	28

注1. 損益計算書における損益の額を記載しております。

注2. 売却損益には投資の目的で出資した匿名組合及び投資事業組合分の損益は含まれておりません。

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
評価損益	265	△263

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
評価損益	—	—

9 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定におけるリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーにあたるものは、投資信託(上場投資信託、リートを除く)、投資事業組合等が該当します。

資金運用管理規程等に基づいた適正な運用・管理を行っており、経営推進会議において定期的に報告を行う等、適切なリスク管理に努めております。

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	5,262	5,295
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

10 銀行勘定における金利リスクに関するリスク管理方針及び手続きの概要

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

1. リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

銀行勘定の金利リスクとは、金利水準の変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む)の価値が変動し損失を被るリスク、あるいは資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことをいいます。

当金庫のビジネスモデルに照らし、金利に感応する資産・負債を対象として金利リスクを計測しております。なお、連結の金利リスクは、重要性の観点より、当金庫単体の金利リスクと等しいものとみなしております。

2. リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

市場リスク量の統一的な尺度としてVaR法を採用しているほか、BPV法など、リスクを多面的に分析・把握することにより適切に市場リスクを管理しております。また、市場リスクにリスクリミットを設定し、適切にコントロールしております。

3. 金利リスク計測の頻度

銀行勘定全体の金利リスクについては月末日を基準日として月次で計測しております。

4. ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当金庫ではヘッジ取引を行っておりません。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

1. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIⅡ並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年です。

b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

c) 流動性預金への満期の割り当て方法及びその前提

流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

d) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

e) 複数の通貨の集計方法及びその前提

計測の対象となる通貨は円のみです。

f) スプレッドに関する前提

割引金利にスプレッドを含めずリスクフリー・レートを使用しております。

g) 内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIⅢに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

2020年3月末の Δ EVEで計測した金利リスクは、前年度と同様に上方パラレルシフトにおいて最大となり、 Δ EVE最大値は前年度比減少しています。 Δ NIⅢは開示初年度であるため記載しておりません。

i) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

Δ EVEで計測した金利リスクに対し十分な自己資本の余裕を確保していると認識しております。

単体における事業年度の開示事項

2. 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- a) 金利ショックに関する説明
当金庫では、主としてVaRを用いて金利による時価変動リスク量を算出しております。
- b) 金利リスクの計測の前提及びその意味
銀行勘定における金利リスク計測 (VaR) の前提条件は、保有期間1ヵ月、観測期間1年、信頼区間99.0%として、分散共分散法により計測しております。

■金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		Δ EVE		Δ NII	
		2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
1	上方パラレルシフト	17,800	15,338		2,966
2	下方パラレルシフト	0	0		0
3	スティープ化	10,985	9,995		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	17,800	15,338		2,966
		2018年度		2019年度	
8	自己資本の額	77,284		78,420	

注「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末から Δ NIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

連結における事業年度の開示事項

1 連結の範囲に関する事項

- (1) 自己資本比率告示第3条又は第20条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団 (以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点
- 相違はございません
- (2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
- ①連結子会社の数……………3社
 - ②連結子会社の名称……………しんきん北海道ビジネスサービス株式会社/しんきん北海道総合管理有限会社/株式会社しんきん北海道金融センター
 - ③主要な業務の内容……………事務処理の受託業務/不動産の競落業務/法人コンサルティング業務
- (3) 自己資本比率告示第7条又は第26条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容
- 該当はございません
- (4) その他金融機関等(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
- (注)自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。
- 該当はございません
- (5) 信用金庫法第54条の21第1項第1号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの若しくは同項第2号に掲げる会社又は法第54条の23第1項第10号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの若しくは同項第11号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
- 該当はございません
- (6) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
- 該当はございません

2 自己資本調達手段の概要

本誌36ページ参照(単体と同じ)

■自己資本の構成に関する事項

本誌7ページ参照

連結における事業年度の開示事項

3 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

本誌36ページ参照(単体と同じ)

■自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	リスク・アセット		所要自己資本額	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
信用リスク・アセットの合計(A)	432,632	439,855	17,305	17,594
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	435,985	443,205	17,439	17,728
ソブリン向け	5,733	6,368	229	254
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	62,105	59,164	2,484	2,366
法人等向け	105,289	118,105	4,211	4,724
中小企業等・個人向け	89,304	88,759	3,572	3,550
抵当権付住宅ローン	8,688	8,253	347	330
不動産取得等事業向け	127,926	126,454	5,117	5,058
三月以上延滞等	1,259	1,026	50	41
取立未済手形	42	32	1	1
出資等	2,728	2,473	109	98
出資等のエクスポージャー	2,728	2,473	109	98
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	32,907	32,568	1,316	1,302
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	8,126	8,126	325	325
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	4,949	4,949	197	197
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,767	1,739	70	69
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	18,063	17,753	722	710
証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,473	1,452	58	58
ルック・スルー方式	1,473	1,452	58	58
マンドレート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 4,875	△ 4,875	△ 195	△ 195
CVARリスク相当額を8%で除して得た額	49	74	1	2
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額(B)	23,482	22,259	939	890
連結総所要自己資本額(A+B)	456,114	462,115	18,244	18,484

注1. 所要自己資本の額 = リスク・アセット × 4%

注2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

注3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、地方公共団体金融機構向け、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府等以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、漁業信用基金協会、農業信用基金協会のことです。

注4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注5. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

$$\frac{\text{〈オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法〉}}{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}$$

$$\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

注6. 連結総所要自己資本額 = 連結自己資本比率の分母の額 × 4%

連結における事業年度の開示事項

4 信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

本誌37ページ参照 (単体と同じ)

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位：百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
国 内	1,144,105	1,134,793	565,124	574,367	248,291	233,521	193	362	3,342	3,600
国 外	5,712	6,506	-	-	5,687	6,481	25	25	-	-
地 域 別 合 計	1,149,817	1,141,300	565,124	574,367	253,978	240,003	218	388	3,342	3,600
製 造 業	41,893	46,829	25,136	24,732	15,758	21,150	-	-	626	477
農 林 漁 業	2,499	2,383	2,499	2,382	-	-	-	-	22	27
鉱業、採石業、砂利採取業	230	216	230	216	-	-	-	-	-	-
建 設 業	51,010	56,877	49,982	55,223	900	1,600	-	-	596	617
電気・ガス・熱供給・水道業	9,793	10,048	735	728	8,847	9,148	-	-	-	-
情 報 通 信 業	3,107	3,688	794	987	2,199	2,599	-	-	3	3
運 輸 業、郵 便 業	35,557	33,673	10,597	11,370	24,861	22,182	-	-	62	67
卸 売 業、小 売 業	46,390	49,595	40,110	41,126	6,103	8,307	-	-	607	543
金 融 業、保 険 業	342,472	327,876	13,110	13,481	37,970	26,258	218	388	3	571
不 動 産 業	142,853	142,754	132,017	130,606	5,448	6,840	-	-	439	481
物 品 質 貸 業	5,056	5,433	4,234	4,593	798	798	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	1,304	1,361	1,273	1,337	30	24	-	-	1	0
宿 泊 業	3,673	3,851	3,672	3,851	-	-	-	-	-	0
飲 食 業	5,184	5,326	5,182	5,324	-	-	-	-	183	159
生活関連サービス業、娯楽業	6,184	5,925	6,175	5,918	-	-	-	-	110	12
教育、学習支援業	1,857	2,111	1,856	2,110	-	-	-	-	16	11
医 療、福 祉	15,929	16,435	15,923	15,827	-	603	-	-	171	284
その他のサービス	25,107	29,787	25,054	29,746	-	-	-	-	103	87
国・地方公共団体等	275,647	263,976	123,543	122,475	151,060	140,488	-	-	-	-
個 人	103,098	102,417	102,992	102,325	-	-	-	-	394	252
そ の 他	30,966	30,730	-	-	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	1,149,817	1,141,300	565,124	574,367	253,978	240,003	218	388	3,342	3,600

1 年 以 下	299,952	349,367	69,459	74,546	28,876	28,990	-	-
1 年 超 3 年 以 下	177,831	147,254	48,901	44,385	56,430	68,271	-	98
3 年 超 5 年 以 下	144,335	148,640	66,222	70,741	77,968	77,683	143	214
5 年 超 7 年 以 下	114,963	78,712	52,671	52,634	61,959	26,045	33	33
7 年 超 10 年 以 下	91,093	91,305	63,315	61,039	19,778	29,265	-	-
10 年 超	241,814	244,692	229,206	233,753	7,615	8,396	42	42
期間の定めのないもの	79,826	81,326	35,347	37,266	1,350	1,350	-	-
残 存 期 間 別 合 計	1,149,817	1,141,300	565,124	574,367	253,978	240,003	218	388

注1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

注2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定指定日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

注3. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

具体的には現金、その他資産(未収利息を除く)、有形固定資産、無形固定資産、退職給付に係る資産、繰延税金資産が含まれます。

注4. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー、証券化エクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

注5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 本誌57ページ参照 (単体と同じ)

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 本誌38ページ参照 (単体と同じ)

連結における事業年度の開示事項

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	2018年度		2019年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	320,962	—	305,181
10%	—	57,716	—	64,101
20%	6,509	310,941	7,211	296,182
35%	—	21,408	—	20,340
50%	68,028	2,340	81,883	2,885
75%	—	107,687	—	105,180
100%	4,411	248,628	4,108	253,103
150%	—	476	—	424
200%	—	—	—	—
250%	—	707	—	695
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	78,949	1,070,868	93,203	1,048,096

注1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

注2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

注3. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー、証券化エクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

《リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関》

本誌39ページ参照 (単体と同じ)

5 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

本誌39ページ参照 (単体と同じ)

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

本誌39ページ参照 (単体と同じ)

6 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

本誌40ページ参照 (単体と同じ)

■派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

本誌40ページ参照 (単体と同じ)

7 証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

本誌40ページ参照 (単体と同じ)

8 オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

本誌40ページ参照 (単体と同じ)

《オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称》

本誌40ページ参照 (単体と同じ)

9 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

本誌40ページ参照 (単体と同じ)

■出資等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	2018年度		2019年度	
	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	2,906	2,906	2,122	2,122
非上場株式等	5,036	—	5,035	—
合 計	7,943	2,906	7,158	2,122

注. 非上場株式等については、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

連結における事業年度の開示事項

■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
売却益	281	227
売却損	55	55
償却	—	28

注1. 連結損益計算書における損益の額を記載しております。

注2. 売却損益には投資の目的で出資した投資事業組合分の損益は含まれておりません。

■連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
評価損益	265	△ 263

■連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
評価損益	—	—

10 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

本誌41ページ参照 (単体と同じ)

11 銀行勘定における金利リスクに関するリスク管理方針及び手続きの概要

本誌41～42ページ参照 (単体と同じ)

■金利リスクに関する事項

本誌42ページ参照 (単体と同じ)

<用語解説>

用語	解説	ページ
オペレーショナル・リスク	業務の過程、従業員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象等により損失を被るリスクのことをいいます。	35
信用集中リスク	与信ポートフォリオ全体に対して特定の業種や同一グループ、商品等の与信額の割合が過度に集中することによって、損失が発生した場合に被るリスクのことをいいます。	35
銀行勘定の金利リスク	金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(預金、貸出金、有価証券等)が、金利ショック(変動)によって損失を被るリスクのことをいいます。	35
リスク・ウェイト	資産の危険度を表す指標であり、自己資本規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いております。	35
リスク・アセット	リスクを保有する資産(貸出金や有価証券等)を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額のことをいいます。	35
金利ショック	金利の変化(衝撃)のことで、上下100bp(1%)の平行移動等の算出方法があります。	35
ΔEVE	銀行勘定の金利リスク(通称：IRRBB、Interest Rate Risk in the Banking Book)のうち、金利ショックに対する経済的価値(Economic Value of Equity)の減少額をいいます。	35
ΔNII	銀行勘定の金利リスク(IRRBB)のうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの金利収益(Net Interest Income)の減少額をいいます。	35
自己資本比率	自己資本の額 ÷ リスク・アセット等の額の合計額で算出します。	36
コア資本	自己資本の中の基礎項目であり、出資金、利益準備金、特別積立金等から構成されます。	36
エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引等の与信取引と有価証券等の投資資産が該当します。	36
ソブリン	各国の政府や政府機関等が発行する債券の総称をソブリン債券といいます。その国で発行されている有価証券の中では一番信用度が高い債券とされます。	36
クレジットポリシー	与信業務の基本的な理念や手続等を明示したものをいいます。	37
適格格付機関	新BIS規制において、金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることが出来る格付を付与する格付機関のことで、金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めています。	39
適格金融資産担保	自己資本比率算定上、信用リスク削減手法として有効(適格)なものを指します。 具体的な内訳は以下のとおりです。 ①現金及び自庫預金 ②金 ③日本国若しくは地方公共団体の発行する円建ての債券等 ④適格金融機関が格付を付与している債券で次のもの 中央政府・銀行・日本の地方公共団体及び政府関係機関が発行した債券で、適格格付機関により付与された格付に対応する信用区分が所定以上であるもの等	39
オリジネーター	資金調達とバランスシートの圧縮を目的として資産の証券化を行う者(金銭債権や不動産等資金化が容易でない資産を保有する者)をいいます。	40